

広報

あしよろ



●みんなでつくる あしよろの森

●小学校学習発表会・学芸会

●中学校文化祭

足寄町役場 ホームページ
LINE公式 アカウント
Facebook Instagram



令和5年度における森林環境譲与税の主な使いみちは、次のとおりです。
※森林環境譲与税の使いみちについては、町ホームページでも掲載しています。

林道・林業専用道の整備など

森林の手入れや伐採などを目的として大型車両などが通行する林道や作業道の補修、維持管理を行っています。

令和5年度実績 1,680万円



私有林整備

個人や法人が所有する私有林の苗植えや下草刈り、除間伐などの森林施業を行う場合、その費用に対して補助金を支出しています。

令和5年度実績 1,921万円



専門員の雇用

林業行政体制強化のために、林業を専門として働く林業推進員を雇用しています。

令和5年度実績 431万円



人材育成・担い手の確保

林業従事者の労働安全衛生の確保、待遇改善のための事業を支援し、労働環境の改善につなげて新規就業者の確保を推進しています。

令和5年度実績 499万円



民有林内作業道の新設・維持補修

森林へ続く作業道の中には、長年使われていなかったなどの理由により壊れて通行できない道路もあります。そんな作業道を整備する事業に対し補助金を支出しています。

令和5年度実績 724万円



みんなで作る あしよりの森

～大きなまちの、豊かな森づくり～

町の面積は約14万ヘクタールあり、そのうちおよそ80%に当たる約12万ヘクタールが森林の面積です。

町内にある森林のうち、国が所有する森林は国有林といい、国有林以外の森林を民有林といいます。

民有林は、個人や法人などが所有する森林が一般的ですが、町が所有する町有林もこの中に含まれます。

森林はその所有者が育て、活用するものですが、水源のかん養、土砂災害の抑止、地球温暖化の防止など、森林が有する公益的機能はその所有者だけでなく全ての人々にその恵みをもたらすことから、本年4月から徴収が始まった森林環境税を活用し、町では主に民有林の整備とその促進に関する施策を行っています。

小学校学芸会・中学校文化祭



螺湾小学校・螺湾保育所合同学芸会 10/19



足寄中学校文化祭 10/ 5

小学校学習発表会



足寄小学校学習発表会 10/17・18



大誉地小学校・上利別保育所合同学習発表会 10/19

町ホームページのあしよろルポでは、取材写真を多数掲載しています。ぜひご覧ください。



たくさん食べてお腹いっぱい

町認定こども園どんぐり（富澤亜希子園長）のらいおん組の園児と上利別、螺湾、芽登保育所の年長児が合同で、同園内にある畑で収穫した野菜を使ってカレーライスを作りました。カレーライスは、畑づくりを手伝っていただいたＪＡあしよろ青年部（鳥羽翔太郎長）の皆さんにも振舞われました。園児らは「おいしかった」などと感想を話しました。

大自然を感じる

阿寒摩周国立公園内にある湖オンネトーを舞台に「２０２４オンネトー物語」（町、あしよろ観光協会、北海道新聞帯広支社主催）が開催され、町内外から約８００人が訪れました。オンネトーの散策路で自然に親しむ自然ふれあい教室やワークショップ、オンネトーコンサートなども行われ、多くの人が楽しみました。



どんぐりお楽しみ会

認定こども園どんぐり（富澤亜希子園長）でパフォーマーのＲＵＩ さんがサーカスショーを行い、認定こども園どんぐりや、へき地保育所園児らが参加しました。

また、この日は入園していない０歳から未就学前の親子を対象にした園開放日も開催され、７組の家族が園児らと一緒にサーカスショーを楽しみました。

目指すは自己ベスト！

第45回町民マラソン大会が陸上競技場で開催され、幼児から一般まで１２６人が参加しました。

各部門に分かれた選手たちは秋晴れの空の下で沿道からの声援を背に白熱したレースを展開しました。

表彰式では、上位３位に入賞した選手たちがメダルと賞状を笑顔で受け取りました。



ジャグリングなどを鑑賞

足寄小学校（大宮秀夫校長）で町内の小学生を対象に青少年芸術鑑賞会（町教育委員会主催）が開催され、株式会社日本芸術教育振興会がプロデュースする「ピエロと恐竜のスーパーサーカス」が披露されました。会場は最後まで大盛り上がりを見せ、参加した児童は「とっても楽しかった」と感想を話しました。

新体制で挑む秋

足寄高校野球部が第77回秋季北海道高校野球大会十勝支部予選の１回戦で帯広柏葉高校と対戦し、先発全員13安打で10－０の６回コールドで勝利しました。

24日に行われた２回戦では帯広南商業高校と対戦し、６回までに４－０とリードを広げましたが、７回に７点、８回に２点を奪われ、４－９で惜しくも敗戦となりました。



交通事故撲滅を目指して

秋の全国交通安全運動の一環として、町と交通安全協会、交通安全指導員が旗波キャンペーンを行い、52人が参加しました。

渡辺俊一町長は「町民の皆さんに交通安全を啓発するとともに、自分自身も交通安全に気を配りながら生活しましょう」と話し、参加者らは旗や横断幕を手に通る車両に交通安全を呼び掛けました。

健康で長生きするために

健康づくり講演会（町福祉課主催）が町民センターで開催され、町国民健康保険病院の乗田一明医長が「胃がん検診はバリウムより胃カメラの時代」と題して講演し、約１００人が参加しました。

講演会参加者は「ぜひ、胃カメラ検査を受けてみたい」「胃がん検診について分かりやすかった」と感想を述べました。





Ashoro

お知らせ 福祉課保健推進担当からお知らせ

Info

(1) 脳ドック助成について

- 対象者 40歳以上の町民の方（昭和60年3月31日以前に生まれた方）
※令和4年度・令和5年度に助成を受けた方は助成対象外となります。
- 受診医療機関 帯広厚生病院・北斗病院
- 受診期間 12月～令和7年2月（受診日時は病院により異なります）
- 助成対象人数 先着10人（帯広厚生病院2人、北斗病院8人）
- 料金 自己負担 町助成額10,000円を控除した金額になります。
※役場福祉課保健推進担当に申し込み後、受診日時や金額等を記載した案内を送付します。
- 実施内容 M R I ・ M R A ・ 血液検査 ・ 尿検査等
・強力な磁気を利用した検査です。心臓ペースメーカーを使用している方は検査できません。
・体内に金属類が埋め込まれている方や閉所恐怖症の方、脳疾患で治療した方、治療中の方等は検査できない場合があります。
・40歳以上の国民健康保険加入者は特定健康診査、後期高齢者医療保険加入者は後期高齢者健診も同日受診可能です。
- 申込期間 12月20日(金)まで（先着予定人数に達し次第、締め切ります）



(2) 肺炎球菌ワクチン予防接種の一部助成について

- 助成対象者
接種日時点で本町に住民票があり、過去に自費（任意接種）を含め23価肺炎球菌ワクチンを一度も受けたことがない方で、次の①または②に該当する方
①接種日時点で65歳の方
②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級相当の方）
- 接種場所 町内の医療機関※希望する日の1週間前までにご予約ください。
- 接種回数 1回
- 自己負担額 2,000円（予防接種費から町助成額6,180円を控除した額）
※生活保護受給者の方は無料です。
- 接種期間 令和7年3月31日(月)まで
- 持参するもの 健康保険証など住所、年齢が確認できるもの

(3) 母子健康手帳の交付について

- 妊娠届出時には妊婦本人のマイナンバーの提示が必要です。
また、出産応援ギフトの申請のため、受取口座を確認できる書類の写しが必要となります。
- 提出時の持ち物
・マイナンバーカード ※マイナンバーカードがない場合は、マイナンバー通知カードと身分証明書（運転免許証やパスポート等）の持参をお願いします。
・妊婦本人の通帳またはキャッシュカード（母子手帳交付対応時に写しを取ります）
- 交付方法
※発行には書類記入や体調確認、申請等で1時間程度かかります。
担当者が不在の場合もありますので、お手数ですが、事前に母子手帳を取りに来られる日時を必ず予約してください。
※やむを得ない理由により代理人の方が届け出される場合は、妊婦本人のマイナンバーの提示、代理人の身元確認および委任状の提出が必要です。

- 場 所 役場福祉課保健推進担当
- 受付時間 平日 午前8時35分～午後5時5分
- 詳 細 役場福祉課保健推進担当 ☎25-2571

第50回衆議院議員総選挙



選挙当日の有権者数 5, 2 2 3 人
男 2, 5 6 1 人
女 2, 6 6 2 人

投票区別投票率（小選挙区）

投票区	投票所	投票率
1	足 寄 町 役 場	75.11%
2	足 寄 小 学 校 体 育 館	72.38%
3	旭 町 母 と 子 の 家	60.91%
4	下愛冠コミュニティセンター	62.04%
5	中 足 寄 集 落 セ ン タ ー	78.65%
6	螺 湾 寿 の 家	62.75%
7	上 足 寄 集 落 セ ン タ ー	69.23%
8	鷲 府 集 会 所	87.62%
9	上 利 別 基 幹 集 落 セ ン タ ー	76.80%
10	大 誉 地 集 落 セ ン タ ー	71.15%
11	芽 登 集 落 セ ン タ ー	62.80%
12	茂 喜 登 牛 集 落 セ ン タ ー	66.67%
合 計		71.49%

国の政治を進める上で重要な役割を果たす「第50回衆議院議員総選挙」が10月27日に行われました。
本町の投票率（小選挙区選挙の町内各投票率は表の通り）は前回（令和3年）の同選挙に比べ、小選挙区選挙で4・24ポイント下回る71・49%、比例代表選挙でも4・23ポイント下回る71・47%でした。
本町での得票結果などは次の通りです。

小選挙区開票結果（受付順）

石川 かおり 2, 4 4 0
中川 ゆうこ 1, 1 2 7
佐藤 耕平 1 0 6
・有効投票数 3, 6 7 3
・無効投票数 6 1
・投票者総数 3, 7 3 4
・不受理 0
・持ち帰り 0

比例代表開票結果（受付順）

日本維新の会 9 0 . 0 0 0
自由民主党 1, 0 0 7 . 0 0 0
れいわ新選組 1 8 5 . 0 0 0
参政党 5 3 . 0 0 0
安楽死制度を考える会 1 8 . 0 0 0
社会民主党 4 5 . 0 0 0
公明党 2 8 2 . 0 0 0
日本保守党 6 8 . 0 0 0
日本共産党 9 2 . 0 0 0
国民民主党 1 8 4 . 1 9 7
立憲民主党 1, 5 5 1 . 8 0 2

・有効投票数 3, 5 7 6
・無効投票数 1 5 7
・投票者総数 3, 7 3 3
・不受理 0
・持ち帰り 0

詳 細 足寄町役場 選挙管理委員会
☎25-2141



Ashoro

お知らせ むすびれっじ「生活支援長屋」の利用について

Info

高齢者等が一時的に生活することができる生活支援長屋を利用してみませんか。

利用対象者

- ①足寄町にお住いの高齢者、障がいのある方
- ②病院を退院して自宅に戻る前の方
- ③家族が家を留守にする場合
- ④冬期間、通院や買い物に行くことが大変な方
- ⑤その他、町長が認める方

※生活支援長屋は介護施設ではなく、医療や介護サービスの提供はありません。

宿泊期間	90泊まで (円/泊)	180泊まで (円/泊)	181泊以上 (円/泊)
5月1日～ 10月31日	1,505円	2,305円	3,105円
11月1日～ 4月30日	1,705円	2,505円	3,305円

詳細 役場福祉課高齢者福祉担当
☎ 2 8 - 3 8 5 4
生活支援長屋（むすびれっじ内）
☎ 2 8 - 0 1 1 3

Ashoro

お知らせ 除雪車添乗員(会計年度任用職員)の募集について

Info

町では、冬期間に除雪車に添乗する職員を募集しています。降雪の状況によりますが、興味がある方は、担当までご連絡ください。

業務職種 除雪車添乗員**応募資格** 早朝、夜間、土日および祝日も勤務できる方**募集人数** 4人程度**雇用期間** 11月22日(金)～令和7年3月31日(月)**勤務時間** 1日当たり7時間45分程度**勤務日数** 1月当たり4日程度

※降雪状況による

賃金 足寄町の規定に基づく**申込期限** 11月15日(金)**応募方法** 履歴書（写真添付）を役場建設課車両室まで提出してください。面接日時は、後日連絡します。

詳細 役場建設課車両室道路維持担当
☎ 2 5 - 5 4 2 0



Ashoro

お知らせ 足寄町議会が「議会報告会・町民との意見交換会」を開催します

Info

足寄町議会は、町民の皆さんの声を町政に反映できるよう「我が町の今と未来を語ろう」をテーマに「議会報告会・意見交換会」を町内4会場で開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

日時・場所

- ①11月19日(火) 午後7時～ 芽登集落センター
- ②11月20日(水) 午後1時～ 大嘗地集落センター
- ③11月21日(木) 午後7時～ らわん路の里
- ④11月27日(水) 午後7時～ 町民センター

詳細 議会事務局 ☎ 2 8 - 3 8 7 0

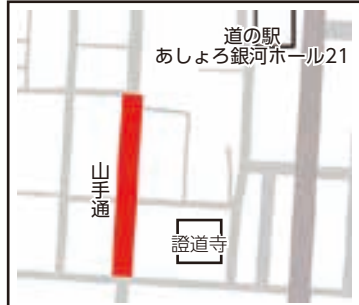
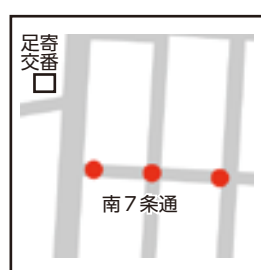
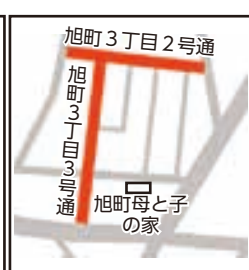


Ashoro

お知らせ 交通規制のお知らせ

Info

次のとおり、工事を予定しています。工事期間中は、片側交互通行または通行止めとなります。

①山手通配水管敷設替工事**工事期間**：令和7年1月下旬まで**②町道舗装補修（下水道路面復旧）工事****工事期間**：12月下旬まで

詳細 役場建設課上下水道工務担当 ☎ 2 8 - 3 8 6 8

Ashoro

お知らせ 福祉課保健推進担当からお知らせ

Info

（４）プライマリ・ケアについて

皆さんは「プライマリ・ケア」という言葉をご存知ですか？プライマリ・ケアとは、普段から近くにいてどんな病気でもすぐに診てくれ、相談に乗ってくれる医療のことを言います。特定の病気だけを診る専門医療とは違って、患者を一人の人間として総合的に診療します。

町内には、町国民健康保険病院とホームケアクリニックあづまの二つの医療機関があり（10月1日現在）、どちらの医療機関もプライマリ・ケアに対応しています。

体調が悪いときだけでなく、健康診断の結果が気になるとき・生活習慣病の予防・重症化予防方法などプライマリ・ケアを上手に利用しましょう。

町内医療機関には、次の診療科目があります。各医療機関では、プライマリ・ケア、専門科目による診療とともに、必要に応じて専門医療機関へつなぐ「医療連携」を十勝管内で行っています。

町内の医療機関を利用して、病気の予防から健康づくりに取り組んでみませんか。

■町国民健康保険病院

内科・循環器内科・外科・整形外科・眼科・婦人科・もの忘れ外来・消化器外科、肛門科

■ホームケアクリニックあづま

内科・心療内科・小児科・脳神経外科・循環器内科・禁煙外来・訪問診療

（５）令和7年度足寄町医師等修学資金修学生の募集について**応募種目** 看護師2人**応募資格** 将来足寄町に看護師として勤務しようとする方**貸付金額** 月額10万円以内**申込提出書類**

- ・申請書
- ・在学証明書または入学を証する書類
- ・履歴書
- ・健康診断書
- ・申請者が足寄町以外の地に住所を有するときは住民票の抄本

償還期間 看護師等免許取得後3年以内**償還猶予・償還免除** 詳細については町ホームページより確認ください。**申込期限** 11月29日(金)**面接** 12月予定※日時は別途案内します。

詳細 役場福祉課保健推進担当 ☎ 2 5 - 2 5 7 1



町ホームページ
医師等修学資金

Ashoro

お知らせ 障害者控除認定について

Info

身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、所得税および町道民税の障害者控除を受けることができます。

【対象者】

- ①65歳以上で、身体などに障がいがあると町長が認定した方
※認定までには一定期間必要となります。
- ②常に就床を必要とし、複雑な介護を要する方（寝たきりの方）

詳細 役場福祉課福祉担当

☎ 2 5 - 2 2 1 6

Ashoro

お知らせ 特設人権相談所を開設します

～12月4日から10日は「人権週間」です～

Info

釧路地方法務局帯広支局と帯広人権擁護委員協議会では、人権週間に合わせて特設相談所を次のとおり開設します。人権に関する悩み事や困り事に関するご相談に、人権擁護委員が応じます。相談は無料、秘密は厳守します。

日時 12月4日(水) 午後1時～3時**場所** 町民センター**相談員** 足寄町人権擁護委員**申し込み等** 申し込み等は不要です

詳細 役場住民課住民生活担当

☎ 2 8 - 3 8 5 8

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証の廃止について～

※10月1日時点の取り扱いのため、今後変更となる場合があります

■12月2日から保険証等が廃止されます

12月2日から、保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）ならびに限度額適用認定証（この3証を以下「保険証等」）が廃止されます。
廃止前後で対応が異なりますので、次についてご確認ください。

<12月1日まで>

- ・75歳になる方や障がい認定で加入される方は紙の保険証が発行されます。
- ・保険証等を紛失したときや、汚れたときは再発行しますので、担当までお申し出ください。

<12月2日から>

- ・お手元にある「保険証」「限度額適用・標準負担額認定証」「限度額適用認定証」は、記載されている有効期限まで引き続き使用できます。
- ・新規発行および再発行の場合は、マイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を発行します。
- ・12月2日時点でお手元に保険証がない方には、紙の保険証等は交付されません。
次の①または②の対応となります。
- ①既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関を受診できます。
- ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、またはマイナンバーカードを取得していない方には、申請いただかなくても「資格確認書」を発行しますので、今までどおり医療機関を受診できます。

■限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う変更点について

保険証廃止と併せて、限度額適用認定証と減額認定証も廃止になるため、今後発行されません。
有資格者は申請により、任意で「資格確認書」に負担区分を併記することができ、マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータルで負担区分の確認ができます。

◎資格確認書とは

保険証等廃止後は、原則マイナ保険証での受診となりますが、マイナ保険証未登録の方やカード未発行の方には「資格確認書」を発行します。「資格確認書」を使用して引き続き医療機関の受診ができます。

■特定疾病療養受療証について

厚生労働大臣が定める特定疾病（人工透析を実施する慢性腎不全など）の方は、マイナ保険証にて特定疾病の適用が受けられます。また「特定疾病療養受療証」については、引き続き発行します。

■マイナンバーカードの保険証利用登録解除について

マイナンバーカードの保険証利用登録解除は役場窓口で受付しています。

◎マイナンバーカードを保険証としてご利用ください

マイナ保険証を医療機関で利用すると、マイナ保険証のみで高額療養費制度や特定疾病の適用が受けられるほか、過去の受診情報等を提供できるため、より適切な医療を受けられます。
また、引っ越し等で変更が生じても、カードを差し替えることなく、最新の資格情報で医療機関を受診できます。



詳細 役場住民課保険担当 ☎28-3857
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

11月は「いい看取り・看取られの日」 「人生会議の日」です

厚生労働省は、11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日と定めています。

また、2018年にアドバンス・ケア・プランニングの愛称を「人生会議」としました。それから6年が経過し「人生会議」という言葉を耳にすることが多くなってきました。

人生会議（ACP）とは？

誰もが、いつでも、命にかかわる大きなけがや病気をする可能性があり、命の危機が迫った状態になると、約70%の人が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりできなくなるといわれています。

いつ来るかわからない『そのとき』が来る前に『そのとき』に自らが望む医療やケア（介護）を受けるために、大切にしていることや望んでいることを今から考え、あなたの周りにいる信頼できる人たちと話し合い、共有しておくことを「人生会議（ACP）」と言います。

これからの人生をよりよいものとするために「人生会議」を始めてみませんか？

「人生会議」は意思決定までの過程が重要であるとされ、意思決定だけが目的ではないといわれています。

「住み慣れたわが家や地域で最後まで安心して暮らしたい」「病気や介護が必要な状態になっても、できる限り在宅で、自分らしい生活を送りたい」「もしものときは、このような医療を受けたい」などと願う気持ちを話し合い共有することが重要です。

「人生会議」を重ねることは、あなたが自分の気持ちを話せなくなった『そのとき』に、心の声を伝えるかけがえのないものになり、あなたの大切な人の心の負担を軽くすることでしょう。

話し合いの仕方

一度の話し合いで決定する必要はありません。考え方や状況が変わることもあります。時間をかけて繰り返し話し合うことが大切です。まずは気持ちを知ることから。そして素直な気持ちで話すところから始めてみましょう！

話し合う前に、考えてみましょう

- ・あなたの大切にしていることは何ですか？
- ・あなたは、人生の最期をどこで過ごしたいですか？
- ・あなたは、人生の最期に誰と会っておきたいですか？
- ・あなたは、人生の最期にどこへ出掛けたいですか？
- ・あなたは、人生の最期にどんな音楽を聴きながら過ごしたいですか？
- ・あなたは、人生の最期に誰に見守られて過ごしたいですか？
- ・あなたは、延命治療を希望しますか？それとも希望しませんか？

信頼できる家族や周囲の人に、あなたの思いを伝えてみましょう

もしものときが、いつ訪れるかは誰にも分かりません。普段から家族や信頼できる人に希望や思いを伝えておきましょう。

信頼できる人に「これからの人生の時間で何が大切だと思うのか」「どうしたら自分らしく最期まで生きることができのか」を考えてもらうためにも、人生を共に振り返ることが大変重要です。

意思の揺れ動きに寄り添う対話支援

国立社会保障・人口問題研究所の「日

本の将来推計人口（令和5年推計）によると、団塊の世代が後期高齢者世代となる2025年以降、2040年に死亡数がピークを迎えることから看取りの必要性は高まります。

今後、さらに医療・ケアが必要となり、看取りの需要が増加する中、心理的安全性が保たれ、信頼できる人たちと、これからの人生の重要な選択をするための対話が重要な役割を果たします。

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療従事者から適切な情報提供と説明がなされた上で、本人による意思決定を基本として、本人と医療・ケアチームが十分な話し合いを行い方針決定の支援を行います。

厚生労働省では、人生の最終段階を迎えた本人や家族等と医療・ケアチームが、最善の医療・ケアを作り上げるための合意形成のプロセスとして「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が策定されています。



厚生労働省
「人生会議」

詳細

役場福祉課地域包括支援センター

☎25-9200

足寄町成年後見支援センターだより

ご存じですか？日常生活自立支援事業について

町成年後見支援センターでは、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安がありながらも、在宅で生活をしている方に福祉サービス利用の援助や日常的な生活費の管理のお手伝いをしています。

こんなお悩みありませんか？

- ・福祉サービスを使いたいがどうすればよいかわからない。
- ・公共料金などを払い忘れてしまうなど日常的なお金の管理が不安。
- ・必要以上にお金を使ってしまい日常生活費が足りない。お金の使い方を誰かにアドバイスしてほしい。

どんなことをしてくれるの？

具体的な困り事について話を聞き、サービスの計画を作ります。利用される本人と契約を結んだ後は、この計画に基づき、町社会福祉協議会に登録されている「生活支援員」が本人の元に伺って次のサービスを提供します。

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝いをします。

②日常的金銭管理

公共料金の支払いや預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理をします。

③書類等の預かりサービス

定期預金通帳や年金証書など無くしては困る書類を銀行などの貸金庫で預かります。

サービス対象者と支援について

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の低下がみられるも本事業の契約内容について判断し得る能力がある方が対象となります。

支援の例

- ①月1回、自宅を訪問し、本人の生活状況や必要な生活費について確認します。また、郵便物を確認し請求書や必要な支払いがないか確認します。
- ②支払いに必要なお金や生活費を金融機関で払い戻し、通院費などの支払いがあれば病院などで支払い、生活費を本人へ手渡します。
- ③本人から困り事の相談を受けたり、お金の使い方に対するアドバイスをする。

ミセスユミ子の消費生活Q&A 第14回 「事業者を自宅に招いて物を買う場合に注意したいこと！」～売却トラブル～の巻



皆さんは自宅に突然訪問してきた事業者から「不用品を売ってほしい」と言われたり、事業者から電話で「なんでも買い取るので自宅を訪問させてほしい」と勧誘されたりしたことはありませんか？

事業者が訪問して消費者の所有する物品を査定して買い取る「訪問購入」で、思いもかけないトラブルに巻き込まれることがあるようです。今回はその手口や注意点についてご紹介します。

Q…犯罪まがいのトラブルとはどんなものですか？

A…前出の報道発表によると消費者の善意を悪用した行為について次の事例を紹介しています。



《相談事例》

購入業者から「不用品を買い取り貧しい国に寄附する」と電話があった。何でも買い取ると言われたのと、何か人の役に立つならと思い、訪問を了承した。



国民生活センター
注意情報

このようなトラブルに遭わないようにするため、追加で査定すると言われても、あらかじめ提示した物品以外は見せないようにしましょう。

《その他の相談事例》

- ・身に着けていた母の形見の指輪を業者から強引に売却するように要求され怖い思いをした。
- ・1人暮らしの認知症の母親が、記念硬貨を安値で買い取られていた。

行ったりします。

※支援の内容や回数は、サービスの計画に基づいて行います。

※本人の希望により日常的に使っている通帳を預かることもできます。

※現在、町社会福祉協議会では、2人の生活支援員が活動しています。

利用料金について

1回（1時間程度）の利用で利用料金1200円と交通費300円をいただきます。生活保護を受けている方は、無料です。

成年後見制度とは違うの？

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に限定されている一方、成年後見制度は日常的な金銭に限らず全ての財産管理や身上保護に関する契約行為を支援する制度です。本人の判断能力や生活状況、財産の状況などにより検討する必要があります。

日常生活自立支援事業や成年後見制度に関することは、町成年後見支援センターへご相談ください。家族、親戚など本人以外からの相談も受け付けています。



Q…知らない事業者からの電話勧誘は断りましたが、勧誘されたときはどのようなことに注意したら良いですか？

A…不用品の処分については、家族や友人など顔見知りの方に必要の有無を尋ねてみたり、近隣の買い取りをしている店舗に持ち込んでみたりしてはどうでしょうか？
万が一、自宅に招き入れる際は、一人で応対しないようにしましょう。

◎次の売買については、クーリング・オフ制度が適用されませんので、注意が必要です。

- ・自動車（二輪のものを除く）
- ・家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く） 例…エアコン、電気カーペット等
- ・書籍
- ・有価証券
- ・レコードプレーヤー等

▼訪問購入に多い商品上位について
1位・商品一般（商品が数種類だったリ、勧誘前の情報提供など具体的な事案でないものも含まれる）

- 2位・アクセサリ
- 3位・四輪自動車
- 4位・和服
- 5位・食器

無料法律相談開催のお知らせ

町成年後見支援センターでは、本別ひまわり基金法律事務所の弁護士による無料法律相談を開催しています。

相談内容については限定せず「住まいに関すること」「夫婦こどもの問題」「相続・遺言」「負債の整理」など困り事をご相談ください。同法律事務所の松野貴紀弁護士が相談に応じます。



開催日 その都度、日程を調整させていただきます。

時間 午後1時～4時

※一人30分程度とさせていただきます。

開催場所 町社会福祉協議会

相談受付 事前予約が必要になります。

必要事項を確認します。

料金 相談料は無料（業務を委託した場合、別途料金がかかります）。

詳細 町成年後見支援センター

（南6-2 町社会福祉協議会内）

開設時間

平日…午前8時35分～午後5時5分

土・日・祝日・年末年始は除く

☎28-10722

相談員からのアドバイス

- ・突然訪問してきた購入業者を家に入れないようにしましょう。
- ・購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ・購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、一人で対応しないようにしましょう。
- ・見積もり依頼に限定する場合は、見積もりだけとしっかり伝えましょう。
- ・商品を売却する場合は、事業者が公安委員会に古物商許可届を出しているか確認しましょう。

地域の高齢者などを守るために

高齢者や判断力が不十分な方の消費者トラブルを防ぐため、事業者と思われる車が長時間駐車されていたり、見慣れない人間の出入りが頻繁にあったりした場合は、何かに困っていないか声掛けをお願いします。身近な高齢者がトラブルに遭っていると気付いた場合は、できるだけ早く消費生活相談員に相談してください。

詳細

消費生活相談所 ☎28-10585

（南6-2 町社会福祉協議会内）

役場住民課住民生活担当

☎28-13858

捨てる方の分からないごみについて



◎家庭で使用したフロン類製品の処分について

令和2年4月1日に施行された改正フロン排出抑制法により、フロン類製品（業務用冷蔵庫・冷凍庫、業務用エアコン、業務用除湿器など）を廃棄する場合、フロン類を抜き取った証明書類の添付が必要となりました。

フロン類製品を処分する場合は、北海道で公表している第一種フロン類充填回収業者登録簿を確認し、フロン類の抜き取りを行ってください。



フロン排出抑制法について

廃棄方法に不安がある方やフロン類が既に抜き取られている物を町内において廃棄する方は、必ず役場住民生活担当までお問い合わせください。

◎湿布のフィルムについて

湿布のフィルムを誤ってプラスチック製容器包装のごみとして捨てていませんか？湿布のフィルムは「燃やさないごみ」になりますので、正しい分別にご協力ください。

◎家庭で不要になったパソコン等の処分方法について

家庭で不要となったパソコン等は、有用な資源として回収することがPCリサイクル法で義務付けられています。町では、次の2通りの方法で処分することができます。

①小型家電の回収ボックスで処分

役場庁舎内に設置している小型家電回収ボックスで無料回収しています。

②宅配便による回収

町の連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)が宅配便による小型家電の回収を行っています。

対象品目(例)

- ・デスクトップパソコン本体
- ・ノートパソコン本体
- ・タブレットパソコン
- ・液晶ディスプレイ一体型パソコン
- ・携帯電話
- ・スマートフォン
- ・モバイルルーター



家庭用パソコンの処分方法

詳細 役場住民課住民生活担当

☎ 28-3858

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで証明書を大切に保管しましょう

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です（過去の年度分や追納された保険料も含まれます）。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬までに日本年金機構から電子送付または郵送されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、来年2月上旬に送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書に表示されている年金事務所へお問い合わせください。

懐かしい思い出を胸に 札幌足寄会がふるさとを訪れました

懐かしい思い出を胸に



札幌足寄会の皆さんが町長室へ表敬訪問



交流会であいさつする所会長

10月11日、12日の2日間、札幌足寄会（所伸一会長）の会員等24人がふるさとの町を少しでも活気付けようと、平成25年以降の11年ぶりに足寄町を訪れました。札幌足寄会は、平成10年に足寄高校同窓会札幌支部の1期生、2期生を中心に発足しました。また平成18年、平成25年に訪町しており、今回で3度目となります。

札幌足寄会会員のうちバスで来町した一行は、渡辺俊一町長を表敬訪問しました。

午後6時からは、町内の飲食店で交流会が開かれ、渡辺町長をはじめ足寄町議会議員、一般町民が参加しました。初めに所会長が「昨年は、5年ぶりに札幌足寄会を開催して盛り上がり、本年はふるさとを少しでも活気付けようとバスツアー開催を企画しました。総会でも、ふるさとを活気付ける活動ができないだろうかと考えていました。この機会を通して何かにつながればうれしいです」とあいさつ。

渡辺町長は「札幌足寄会の皆さんには、日頃から足寄町のことを応援していただき私たちも心強く思っています。皆さんがいた頃から比べると、町もかなり変わっていると思います。これか

らも、皆さんからご支援ご協力をいただき、まちづくりを進めていきます」と歓迎のあいさつをしました。

参加者は、懐かしい昔話などふるさと談議に花を咲かせながら、楽しいひとときを過ごしました。

翌12日には、旧愛冠駅で行われた「アイカップフェスト」を見学した後、帰札の途につきました。

札幌足寄会の庄司憲庸幹事長は「今回、足寄に来ることができて、本当に良かった。会員同士、足寄の方も含めて和気あいあいと過ごすことができた。これからも、札幌足寄会として、ふるさととつながり、絆を大切にしていきたい」と話しました。また野澤賢治は「街並みが変わり、新しくなっていた。街を歩く人は少なくなっていたが、本当に懐かしかった。ふるさとは落ち着く」と訪町の感想を話しました。



乾杯（羽磨尚實さん写真右）の様子



11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！

「ねんきんネット」では、年金記録や将来の年金受給見込額について、確認をすることができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認ください。

詳細

日本年金機構ホームページアドレス
<https://www.nenkin.go.jp>

帯広年金事務所

☎ 0155-21-11511

役場住民課戸籍年金担当

☎ 28-3856



快適な冬を過ごすため 除雪作業にご協力を

今年も降雪の季節となり、冬期間の通勤や通学等に支障がないよう生活道路の通行確保と安全な冬道対策のために、万全の除雪体制で計画的に除雪作業を進めます。

安全な除雪作業を進めるため、皆さんのご協力をお願いします。

町の除雪作業

道路の除雪作業は、国道を帯広開発建設部、道道を帯広建設管理部が行い、町道などの道路や公共施設等の駐車場は町が行います。

除雪の目的

- ① 歩行者や車両の安全な通行の確保
 - ② 安全で円滑な交通の流れの確保
 - ③ 火災、その他の緊急時に対応できる道路の確保
 - ④ スクールバス路線の確保
 - ⑤ へき地患者輸送バス路線の確保
 - ⑥ コミュニティバス（あしバス）路線の確保
 - ⑦ 集乳車路線の確保
- このほか、交差点付近の雪山による視界不良を原因とした交通事故防止、凍結路面によるスリップ防止・転倒防止を図ります。

出動判断基準

降雪量がおおむね10cmに達したときに出勤します。平地と山間部では、気象条件に違いがあるため状況に合わせて判断します。また降雪量が多いときや災害等が発生した場合は昼夜を問わず出勤します。

除雪経路

除雪車ごとの除雪路線については、旭町、南区、北区、西町、下愛冠、郊南の各市街地区幹線を除雪した後、芽登方面、上利別・大誉地方面、稲牛・螺湾・上足寄方面へ除雪に向かいます。各方面は、スクールバスやへき地患者輸送バス、集乳車等の路線を最初に確保し、完了後、各町道の除雪を行います。

玄関先などの除雪にご協力を

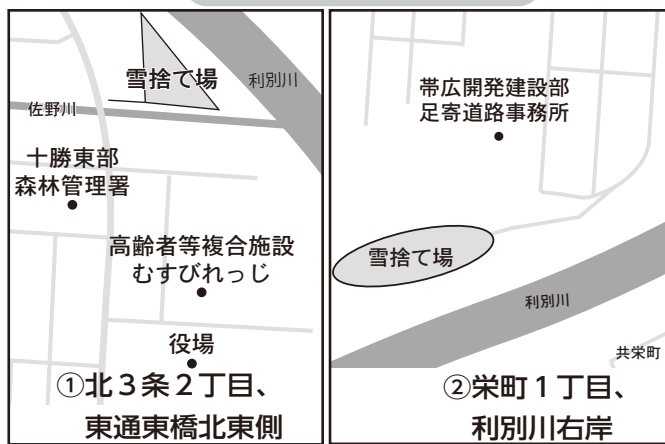
除雪車を通った後、玄関先に雪が寄せられ「車が出せない」という声があります。除雪車は雪をかき分けることはできても、取り除くことはできません。このため、車道を確保するためには歩道上に雪を押し上げる必要があります。出入り口などに残ってしまった雪については、家庭で除雪されるようお願いいたします。また、1人暮らしの

高齢者宅等は、自治会や近所で助け合い除雪のご協力をお願いします。

雪は道路に投げ出さないで

車道へ雪を出してしまうと道路が凸凹になり、スリップ事故の原因になります。自宅敷地内で処理できない雪は一般車は①北3条2丁目、4トン以上の大型車は②栄町1丁目の雪捨て場に捨ててください。

市街地の雪捨て場



れがあります。また、歩行者の安全通行、道路交通の妨げにもなります。

通学路の除雪にご協力を

児童・生徒等が安全に通学するため、町では歩道除雪を行っています。しかし、全ての通学路を完全に除雪することはできません。子どもたちの安全確保のため、皆さんのご協力をお願いします。

除雪車には近づかない

除雪作業中は大変危険です。除雪車には絶対近づかないようにしましょう。

早朝の除雪作業にご理解を

除雪作業は早朝から始めています。騒音や振動などにご理解をお願いします。

雪捨て場の提供者を募集しています

町では、除雪作業を進める上で、毎年、雪捨て場の確保に苦慮しています。近くに雪捨て場がないために、積雪量が多くなるほど、除雪作業の遅れの原因となっています。そのため、一時的な堆積場など、雪捨て場を提供していただける方を募集しています。

ご不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

詳細

役場建設課車両室 ☎25-5420

令和6年度 全国学力・学習状況調査結果

本年4月18日に町内小学校6年生（40人）と中学校3年生（42人）を対象に国語、算数（数学）に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問調査が実施されましたので、結果を公表します。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を調査・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善、また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に毎年実施されています。教育委員会では、この調査結果を活用し、今後も教育の改善・充実に努めます。

なお、調査の目的や結果は学力の特定の一部であり、学校の教育活動の一側面であることを申し添えます。

■令和6年度 全道・全国との比較（やや上回る ➡ おおむね同様 ➡ やや下回る ➡ 下回る ➡）

	国語		算数（数学）	
小6	➡	➡	➡	➡
	全道	全国	全道	全国
中3	➡	➡	➡	➡
	全道	全国	全道	全国

■課題のある内容

	小学6年生	中学3年生
国語	特になし	読むこと
算数 / 数学	データの活用	図形

■生活習慣や学習環境に関する調査

	小6	北海道	全国	中3	北海道	全国
学校に行くのは楽しいと思いますか	85.3%	81.8%	84.8%	80.0%	81.2%	83.8%
朝食を毎日食べていますか	75.6%	80.3%	83.4%	66.7%	76.0%	79.1%
自分には良いところがあると思いますか	82.9%	82.4%	84.1%	93.3%	83.0%	83.3%
将来の夢や目標を持っていますか	65.9%	59.8%	60.6%	46.7%	36.5%	36.1%
友達関係に満足していますか	92.7%	89.5%	91.1%	93.3%	89.5%	90.1%
人が困っているときは、進んで助けていますか	39.0%	45.2%	46.0%	44.4%	36.7%	38.3%
平日、1日当たりどれくらいの時間勉強しますか	30分以上1時間以内	41.5%	30.0%	27.0%	40.0%	20.8%
	1時間以上2時間以内	19.5%	35.9%	31.1%	20.0%	31.7%
	2時間以上	14.6%	16.5%	23.5%	13.3%	25.3%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	97.5%	97.3%	96.7%	100.0%	95.9%	95.7%

詳細 教育委員会教育支援担当 ☎25-3188

未来に輝け！

— 足寄高等学校 —

一日防災学校

10月9日に「一日防災学校」を実施しました。地域の皆さんのご協力有意義な時間となりました。生徒たちは午前中、役場総務課中川氏による防災講話やネイパル足寄の斉藤・田中両氏による防災ワークショップにより災害から自分の命を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要であることを学んだ後、避難訓練を通してその理解を深めました。午後は、各学年ごと、1年生は避難所運営ゲーム「Dオハグ」を体験し、2年生は「自然環境保護」のワークショップに参加、3年生はテント設営やロープの結び方など「アウトドアと防災」について学びました。



テント設営

九州大学北海道演習林実習

10月2日に1年生の生物基礎の授業で、足寄町に広大な敷地を有する九州大学演習林にて野外実習を行いました。この野外実習では、林業の樹木の間伐（森林の成長に応じて木の数を少なくして、森林の密度を調節する作業）と枝打ち（上質な樹木を育てるため、余分な下枝を切り落とす作業）の二つの作業を実地体験しました。この授業を通して、足寄の林業について理解を深め、自然林を歩き、観察により、足寄町の自然と森林資源の重要性を学ぶ貴重な機会となりました。



詳細 足寄高等学校 ☎ 25-2269

ゼロカーボンシティの実現を目指して 第30回 断熱リフォームは二刀流！ ヒートショック防止とCO2削減

長い冬が始まりました。冬に欠かせないのは部屋の空気を温めてくれる暖房器具です。温まった空気の熱を逃がさないようにすることも快適に過ごすためには欠かせないポイントです。

家の中に寒い空間があると、快適性が損なわれるだけでなく、健康にも悪い影響を与えます。リビングが暖かくても風呂場が寒い住宅では、移動したときの急激な寒暖差によって血圧が急上昇する「ヒートショック」が起こり、死に至ることが珍しくありません。特に冬季の入浴は注意が必要です。

このような事故を防ぐためにも、住宅の断熱は重要です。住宅の中で熱が逃げやすいのは出入り口や窓などの開口部で60～70%を占めていることがあります。特に年数のたった住宅は、内窓を設置したり複層ガラスに交換するなどして断熱性能を高めると、エネルギー消費を抑えることができます。CO2排出量の削減につながります。カーテンも床まで届くようにすると冷気が入りにくくなる

効果が期待できます。天井部分を断熱すると、冬はもちろん、夏の暑さも和らげてくれます。

技術の進歩に伴い、新築住宅の省エネ基準は年々高くなっています。全国には約5千万戸の住宅がありますが、そのうち、最新の省エネ基準を満たす住宅はわずか10%程度です。多くの住宅は多少なりとも省エネの余地があることになります。窓の断熱化には「先進的窓リノベ事業」などの補助金制度があり、本年度もまだ募集中です。

皆さんのお住まいも、熱が逃げやすい場所がないか、この機会に点検して、対策を考えてみませんか。

・エコ住宅・断熱リフォームガイドブック（環境省）

詳細

役場経済課商工観光・エネルギー担当 ☎ 28-3863



先進的窓リノベ事業

Vol. 54

あしよろ自然誌

コウヤノマンネングサ
（高野之万年草）



地上5～10cmほどの高さで、まるで小さなヤシの木のようなコウヤノマンネングサ。コケ植物ですが名前にコケと付きません。茎は地中を伸びる地下茎と直立する地上茎に分かれ、上部は湾曲し樹状に枝を出します。地上茎の下部にはうろこ状の葉、上部には卵形の葉が付きます。毎年地下茎から芽を出すので年次生長が良く分かります。名の由来である高野山では16世紀に霊草として知られ、土産物とされていました。旅人の安否を占う道具とされ、乾燥した状態のコウヤノマンネングサを水に浮かべ、葉が開けば旅人は無事、

開かなければ亡くなっていると解釈していたようです。最近では、ガラス容器の中に自然を再現するテラリウムでの利用に人気があり、栽培品が販売されています。国内全土からアジアに広く分布し、山地の林下の湿った地上に群生します。町内では雌阿寒岳や湯の滝周辺で見られます。寒い季節でも足下に広がる緑の世界をのぞいてみませんか。

詳細 九州大学北海道演習林

（山内康平・榎木勉）

☎ 25-2608

「弓道を習い始めました」 トーマス・クリスティ

最近、私は弓道を習い始めました。弓道はとても興味深い日本の武道であり、私にとっては新しい挑戦でもあります。練習をしている道場には、足寄高校弓道部の生徒たちの「よし」という声、そして矢が的に当たる音がいつも響き渡っています。一緒に練習する生徒たちの所作はとても洗練されていて、彼らの表情からは集中力やひたむきな姿勢が伝わってきます。生徒たちの中には、矢が外れると一瞬落胆したようなしぐさを見せる生徒もいれば、外れても全く動かない生徒もいます。彼らの姿を見て、弓道は一連の流れがとても美しい武道だと感じました。

最初の数週間はひたすら所作に慣れる練習をしました。1本の矢を放つ動作には8つの姿勢があり、それぞれに意味があります。最初は弓を持

ずに想像で矢を放つ練習をしました。誰かに見られながら想像で矢を放つ練習は、最初は少し恥ずかしかったですが、頑張つて続け、最近ようやく弓に触れることが許されました。私にとっては大きな一歩となりました。実際に弓を持つて練習してみると思ったよりもうに動かせず、弓に触れるようになったことで弓道の難しさをさるに感じるようになりました。矢を放つ動作は非常に繊細で、親指のわずかな角度で大きく変わります。上達するためには、何年もの努力が必要だと思いますが、指導してくれる多治見先生や足寄高校弓道部の生徒たちのためにも練習を頑張りたいと思います！



弓を持って道場の前に立つトーマス

ルイカからの
お知らせ

足寄町図書館「ルイカ」

開館 午前10時～午後6時

休館 月曜・年末年始
特別図書整理期間

☎ 25-3189

HP <https://www.town.ashoro.hokkaido.jp/kyoiku-iinkai/toshokan/>

●11月に読みたい本

『アウシュヴィッツの図書係』

アントニオ・G・イトウルベ著

終戦前、アウシュヴィッツ強制収容所にあった名ばかり学校には、本が8冊しかない秘密の図書館があった。図書係に任命された14歳のチェコ人の少女。その仕事は、ナチスに見つからないよう本を日々隠し持つという危険なものだった。本を愛する少女の生きる強さ、彼女をめぐるユダヤ人の人々の生きざまを描いた作品。事実に基づく物語。自由と平和、希望をもたらす文化について改めて考えてみませんか。

●今月の展示
「厚い本」

「勤労感謝の日」
「和をいつくしむ」
「絵本でほっ」

●新着図書

●一般書

「日比野豆腐店」 小野寺 史宣
「その時鐘は鳴り響く」 宇佐美 まこと

「夜刑事」 大沢 在昌
「恋とか愛とかやさしさなら」 一穂 ミチ

「北の酒造よみがえれ！」 垂見 和磨
「ほぼ100円野菜で整うスープ」 あすけん・道江美貴子

●児童書

「ふみきりペンギン」 おくはら ゆめ
「呼人は旅をする」 長谷川 まりる
「北海道とアイヌ民族の歴史」 桑原 真人

「ノラネコぐんだんピザをやく」 工藤 ノリコ
「いつでもトレニング」 鈴木 まもる

詳しい情報は、教育委員会ホームページの足寄町図書館ルイカコーナーや毎月第4金曜日発行「ルイカつうしん」をご覧ください。

情報BOX

☎…電話番号
F…ファクス
H…ホームページ
M…メールアドレス

お知らせ

●国内での化学物質規制が大きく見直しとなりました

国内で取り扱われている化学物質の中には、危険性や有害性を持つ物質が多くあるため、労働者が安全に働けるように化学物質規制があります。

労働安全衛生法関係法令の改正により、本年4月から職場での化学物質規制が大きく見直しとなりました。

労働安全衛生
総合研究所

詳細 事業者のための化学物質管理無料相談窓口

☎ 050-5577-4862

●女性の人権ホットライン強化週間

法務局では、女性の人権についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を開設しています。女性に対する夫からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど女性の人権に関する

●アイヌの方からのさまざまな相談をお受けします

全国のアイヌの方のための電話相談を行っています。日常生活でお困りの事、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

相談専用電話 アイヌの方のための専用フリーダイヤル
☎ 0120-1771-208

受付時間 平日・午前9時～午後5時
（年末年始を除く）

詳細 （公財）人権教育啓発推進センター
☎ 03-5777-1802

陸別町から

銀河の森天文台からのお知らせ

「驚き！おもしろ科学実験2024」

名古屋大学や北見工業大学の先生や学生等による科学実験を館内で行います。また、足寄動物化石博物館による化石・鉱物掘り体験もできます！ぜひ、遊びに来てください。

開催日 11月30日(土)

実験コーナー 午後1時～6時

参加方法 自由（入館料のみ）

入館料 大人：300円（午後1時～5時）
500円（午後5時～9時30分）
小人：200円（午後1時～5時）
300円（午後5時～9時30分）

詳細 銀河の森天文台
☎ 27-8100



本別町から

「樹木展」 & 「7・15忘れないプロジェクト@ほんべつ展」

本別町歴史民俗資料館では、自然と地域の関わりを紹介する企画展「樹木展～漫画と標本から学ぶ～」と「7・15忘れないプロジェクト@ほんべつ展」を同時開催しています。ぜひご来館ください。

期間 令和7年2月28日(金)まで

時間 午前9時～午後4時（火～土曜日）

場所 本別町歴史民俗資料館（本別町北2丁目）

休館日 日・月曜日、祝日、年末年始（12/28～1/6）

入館料 無料

詳細 本別町歴史民俗資料館
☎ 22-2141

フアイターズ×セイコーマート
スポーツキャラバン

10月5日にフアイターズ×セイコーマートスポーツキャラバンin足寄町が開催されました。

午前中は、運動経験のあまりない子どもたちを対象としたスポーツ体験教室（野球＆サッカー）を総合体育館で行い、17人が参加しました。野球教室では、北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーの牧谷宇佐美コーチ、大塚豊コーチに「投げ」「打つ」といった野球の基本を教えてもらいました。サッカー教室では、北海道コンサドーレ札幌OBの横野純貴コーチ、榊太コーチと一緒にミニゲームを行い、汗を流しました。



午後からは、部活動などで野球やサッカーに取り組む小中学生を対象にスポーツ教室を行いました。野球教室には21人が参加し、コーチから指導を受けました。教室の最後には、フアイターズのマスクットであるB・Bが豪快なバッティングを披露し、子どもたちから歓声が沸きました。

した。サッカー教室には29人が参加し、専門的な知識や技術を学びました。また、セイコーマート足寄東店にはフアイターズOBの谷口雄也さんとB・B、フアイターズガールの工藤心優さん、志堅原花音さんが訪問し、約50人のファンが集まり写真撮影会をしました。

この日の最後には、谷口雄也さんトークショー＆抽選会・フアイターズガールステージショーが開催され、130人が参加しました。ステージショーでは、フアイターズガールの2人が「きつねダンス」や「YMC A」などを披露し、会場は盛り上がりを見せました。トークショーでは、谷口さんのフアイターズの裏話などで参加者を沸かせました。抽選会では、フアイターズの選手のユニフォームやサインなどが当たった人が、喜びの笑顔を見せました。



うちの人気者

掲載を希望される方は、役場総務課総務室・広報広聴担当まで

高田 ^{よしみ}佳臣^{ちゃん}

（令和4年11月13生まれ）
くるくる癖っ毛がチャームポイント♪車とふわふわなものが大好きで、音楽に合わせてノリノリに踊るところがほほ笑ましい。思いやりをもって、強く優しく元気に大きくなってね

真吾・七加^{さん}の子



新津 ^{もか}心蘭^{ちゃん}

（令和5年1月12生まれ）
ねえねのまねをしていつも笑顔のもか♡その笑顔に家族は癒されてるよ♡

ねえねと仲良くして笑顔のかわいいもかのままでこれからも元気に育ってねえ♡

秀樹・恵^{さん}の子



「うちの人気者」では小学校入学前のお子さんを毎月2～3人掲載しています。

兄弟・姉妹と一緒に写っている写真もお待ちしています！過去に掲載したお子さんも、掲載後1年経過していれば掲載できます！

掲載を希望される方は、町ホームページ投稿フォームからお申し込みください！お問い合わせは役場総務課広報広聴担当まで。

☎28—3850



うちの人気者
投稿フォーム

ひとのうごき

10月末の住民基本台帳

人 口	5, 9 7 0 人（－3）
男	2, 9 5 7 人（＋1）
女	3, 0 1 3 人（－4）
世 帯	3, 2 0 3世帯（±0）

※住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民を含んだ数値となっています。

今月の表紙

10月19日(土)に行われた「螺湾小学校・螺湾
保育所合同学芸会」でのスナップです。

編集後記

☆各小学校の学習発表会を取材させていただきました。私は足寄小学校と螺湾小学校の取材をさせていただいたのですが、どちらの学校も子どもたちの一生懸命に頑張る姿が印象的でした。演劇や楽器の演奏、合唱などで観客から子どもたちに大きな拍手が送られていました。

☆11月になって寒さも厳しくなってきました。寒暖差や乾燥によって体調を崩さないように体調管理に注意を払って生活しましょう。

広報あしよろ11月号 No.859

発 行：足寄町

編 集：総務課総務室 ☎28—3850

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

<https://www.town.ashoro.hokkaido.jp>

UD FONT この情報誌は、ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。